

## 仕 様 書

1. 業務名 佐賀県自治修習所特定建築物定期点検及び外壁全面打診等調査業務委託
2. 物件の所在地及び構造・規模
  - (1) 所在地 佐賀市大和町川上
  - (2) 対象建築物の構造・規模  
宿泊棟：鉄筋コンクリート造り、3階建て、延べ面積3,185.01㎡
3. 履行期間 契約締結の日から令和6年3月25日(月)  
(ただし、現地調査は、令和5年12月28日(木)までに完了すること。)

### 4. 業務内容

#### 【特定建築物定期点検】

##### (1) 目的・概要

施設の安全管理に資することを目的とした建築基準法第12条第2項に基づく建築物の定期点検業務。

##### (2) 対象建築物 ※別添立面図等の図面資料による。

・宿泊棟 建築物の用途分類：寄宿舍

##### (3) 点検要領

一般財団法人日本建築防災協会発行の「特定建築物等定期調査業務基準」に基づき、別紙点検記録表の各調査点検を行い、記録表等を作成する。

#### 【外壁全面打診等調査】

##### (1) 目的・概要

平成20年国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果を定める件」の一部改正により対象となったタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況に関する全面的なテストハンマーによる打診等調査業務。

##### (2) 対象建築物 ※別添立面図等の図面資料による。

・宿泊棟 建築物の用途分類：寄宿舍

##### (3) 点検要領

① 予備調査 過去の修繕歴、点検記録、外装仕上げ材の工法等の確認・調査

##### ② 外壁診断

調査対象建築物の壁面全体について、タイル仕上げ等の剥落、欠損、白樺現象及びひび割れ等を調査。

#### ア 外観目視法

肉眼又は必要に応じ双眼鏡等を用いて、次の項目について調査する。

- ・剥落
- ・欠損
- ・白樺現象（エフロレッセンス）
- ・ひび割れ
- ・錆水の付着
- ・ふくれ
- ・浮き
- ・汚れ
- ・水濡れ

#### イ 全面打診法

高所作業車等により外壁面に接近し、全面的にテストハンマーによる打診を行う。

#### ウ 赤外線装置法

令和4年1月18日付けで一部改正された平成20年国土交通省告示第282号によりテストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するとされた赤外線装置による調査を行う場合は、上記の全面打診法に替えることを可能とする。

その場合においては、一般財団法人日本建築防災協会が設置した学識経験者等による委員会（「赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査方法に係る体制整備検討委員会」）において取りまとめられた「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」により実施するものとする

### ② 調査結果

全面打診等を実施した結果を基に、タイル仕上げ等の外壁の剥落、欠損、白樺現象、ひび割れ及び浮き等の状況を立面図に図示する。

## 5 成果物の提出

各点検・調査の結果を基に、下記の書類及び資料を作成しA4サイズで印刷したファイル、及び同じデータを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

- ・調査点検結果報告書
- ・点検記録表 ※点検様式参照
- ・全面打診結果に基づく不都合箇所を示した図面等資料
- ・結果を踏まえた適切な改修工法の提案、概算工事費用等資料

## 6 その他

- (1) 委託業務に係る機材及び消耗品等は受託者が負担するものとする。
- (2) 現地確認、高所作業日程等については、担当者と事前に調整のうえ実施する。